

(様式3)

「不利益処分」の処分基準

不利益処分の名称	吹田市立高齢者いこいの家の使用許可の取消し等
根拠条例等の名称・根拠条項	吹田市立高齢者いこいの家条例第7条
所管部室課名	福祉部高齢福祉室
処分基準	<p>(許可の取り消しなど)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。</p> <p>(2) 前条各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。</p>
最近改正年月日	—